

奈良県告示第四百三十二号

令和二年八月奈良県告示第百六十三号（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の数の定め）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

本則中「の一」を「の一ア」に、「児童福祉司の数を合計した数を三」を「それぞれの児童福祉司の数を二」に、「とする」を「を合計した数とする」に改める。